

※提出部数はすべて 2 部（1 部は控えとして押印後、届出者に返却します）

	事由	届出の種類	届出時期	備考
1	特定施設を設置しようとするとき	設置届出	工事開始日の 30 日前まで	
2	既に設置されている施設が法令により新たに特定施設となったとき	使用届出	特定施設となった日から 30 日以内	
3	①特定施設の種類及び能力ごとの数を変更するとき ②特定施設の使用の方法を変更しようとするとき	変更等の届出	工事開始日の 30 日前まで	種類及び能力ごとの数が増加しない場合は、届出必要なし
4	振動の防止の方法を変更しようとするとき	振動の防止の方法の変更届出	工事開始日の 30 日前まで	
5	①氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名の変更があったとき ②工場又は事業所の名称及び所在地の変更があったとき	氏名等変更届出	変更の日から 30 日以内	
6	特定施設の使用を廃止したとき	使用全廃届出	廃止した日から 30 日以内	
7	①届出した者から届けてある特定施設を譲り受け又は借り受けしたとき ②届出をした者から相続をしたとき ③届出をした者について合併又は分割があったとき	承継届出	承継があった日から 30 日以内	